

令和7年度 第2回 八尾市文化財保護審議会 会議録

開催日時	令和8年2月13日(金) 午前10時～12時
開催場所	八尾市役所西館 4階 401会議室
出席者	委員 山中浩之委員・森隆男委員・藤岡穰委員・稲城信子委員・綿貫友子委員・長友朋子委員・石川知彦委員・禰亙田佳男委員・瀧浪貞子委員 (審議会委員10名のうち9名出席)
	事務局 岩井魅力創造部長・西澤課長・藤井課長補佐・洵・津本
傍聴者	なし
次第	議事1 令和7年度の八尾市指定文化財の指定について ①水の祭祀場を表した埴輪/心合寺山古墳出土 (八尾市・八尾市立歴史民俗資料館) ②大竹富士垢離講資料 (八尾市・八尾市立歴史民俗資料館) 議事2 その他
	<p>◎岩井魅力創造部長による開会のあいさつ</p> <p>議事1 令和7年度 八尾市指定文化財の指定について 平成11年度に史跡心合寺山古墳の発掘調査で出土した水の祭祀場を表した埴輪を八尾市指定有形文化財の候補として、諮問を行った。</p> <p>◆【意見・質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国に数万のある古墳のなかで46カ所ほどでしか見つかっていない水の祭祀に関連する埴輪で、それだけでも貴重であるが、塀と家が床面でつながって作られているのは全国でもこれ一つなので大変貴重である。 ○この埴輪は、完全な形で、本来埴輪が置かれていた原位置で出土したことで、これまで明確でなかった冨形埴輪の用途が明らかになった。その意味でこの埴輪が見つかった意義は大きい。 ○遺跡では、土に残された状況から様々な情報を引き出すが、上屋の形など建築物の形はわからないが、この埴輪によって本来の形がわかるようになったことも重要である。 ○発見当時大変注目を浴びた埴輪で、文化庁が主催する全国巡回展でも展示されていた埴輪である。市指定でとどまらず、大阪府・文化庁と話し合ってさらなる指定を目指してほしい。 <p>以上の意見などがあり、水の祭祀場を表した埴輪/心合寺山古墳出土は、八尾市指定有形文化財として適当であるとの答申があった。</p> <p>次に平成21年9月に八尾市立歴史民俗資料館に寄贈された大竹富士垢離講資料を八尾市指定有形民俗文化財の候補として、諮問を行った</p> <p>◆【意見・質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○この講は、富士信仰を中心とするが、強力な修験者が主導していたのではなく、融通念仏等を取り入れた複合的なもので、地域の民間信仰の形態をよく伝えている。 ○掛軸は非常によく描けている。版本では輪郭線は墨で擦ったものになるが、これは肉筆であることから大日如来だけでなく、役行者・不動明王像も同じ人物が描いた可能性がある。聖護院との関連も含めて考えると質の高いものといえる。 ○規約等は講が変革する時期に書き改めるのであるが、昭和以前の古い史料が残されておれば、講小屋を建てた経緯、費用などもわかる。また、垢離がどのように行われていたかが明らかになるが、そうした史料がないのは残念である。 ○講行事を復元するために動画があればよかったが、写真と調査記録があるようなので附として一緒に指定し、残すほうがよい。 ○本資料が、富士講の関連資料として最も西の地域に残っていることも重要なので、これも指定理由の一つとなる。

以上の意見などがあり、大竹富士垢離講資料と附として記録写真、調査資料が八尾市指定有形民俗文化財として適当であるとの答申があった。

議事2 その他報告

事務局より、次の2件について報告等を行った。

- (1) 昨年、大阪府指定文化財となった大聖勝軍寺の木造聖徳太子孝養像・二王子立像について、大阪府と所有者の大聖勝軍寺と修理について来年度から2か年で修理する予定であることを報告した。
- (2) 本審議会の委員任期が4月末で満了となるので、今後次期の委員就任について確認させていただくことを報告した。

◎西澤課長による閉会のあいさつ

会議録作成日	令和8年2月17日	主管課	観光・文化財課
--------	-----------	-----	---------